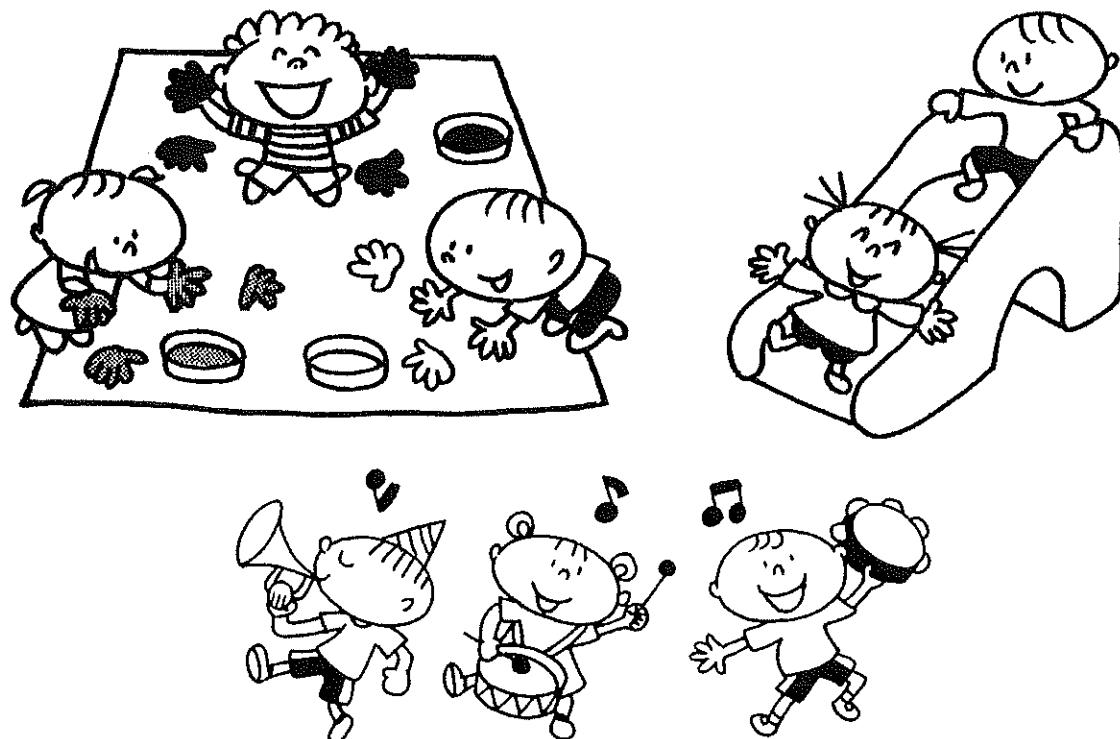


原のしおり



社会福祉法人 友和会
友和保育園 友和の森保育園

〈友和保育園〉

〒174-0043

東京都板橋区坂下1-21-9 TEL 03(3966)4036

FAX 03(3966)4756

〈友和の森保育園〉

〒174-0051

東京都板橋区小豆沢3-1-25

TEL 03(5916)3700

FAX 03(5916)3701

友和 友和の森保育園の現況

名称	社会福祉法人友和会 友和保育園 分園友和の森保育園							
設置者	社会福祉法人友和会							
運営者	社会福祉法人友和会							
法人認可年月日	昭和52年3月11日							
	友和保育園（本園）				友和の森保育園（分園）			
所在地	東京都板橋区坂下1-21-9				小豆沢3-1-25			
敷地面積	720.752平方メートル				187.92方メートル			
併設施設	なし				なし			
建物構造	鉄筋コンクリート3階建て				鉄筋コンクリート3階建て			
建築面積	343.75平方メートル				131.30平方メートル			
延床面積	768.06平方メートル				286.88平方メートル			
園庭面積	267平方メートル				なし			
建築年月日	昭和53年4月				平成25年3月			
開設年月日	昭和26年10月				平成11年4月			
開所時間	7:00~19:45 (保育短時間コアタイム 8:45~16:45)							
認可定員	150名 (本園109名 分園41名)							
年齢別定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児		
	本園	9名	16名	21名	21名	21名		
	分園	6名	7名	7名	7名	7名		
職員配置	園長・副園長 各1名 看護師・事務職員 各1名以上 栄養士 基準定数以上 保育士 基準定数以上 保育士助手 若干名 調理員・用務員 若干名 嘴託医 1名							
特別保育事業	0歳児保育：生後3ヵ月より 延長保育：18:00~19:45 定員なし 月額4,000円 スポット利用1回400円 ※保育短時間認定の場合、コアタイム外の保育は延長保育扱い							
	要支援児保育：定員2~3名 年末保育：12月29日~12月31日							
保育理念	友だちとの和（輪）を育む							
・心身ともに明るく健康な子ども ・基本的生活習慣を身につける ・自然を大切にし、自然の恵みに感謝する								
給 食	給食区分：直営 献立作成者：園所属常勤栄養士							
	食材購入業者：地元業者							
	食物アレルギー対応：除去食および代替食							
	おやつ：できる限り手作りのものを提供							
行事	別紙 年間行事予定表参照							

保育理念・運営方針

〔基本理念〕

「すべての児童は心身とも健やかに育成され、等しく生活を保護され、愛護されなければならない。」という児童福祉法の基本的精神に基づいて、保育を行っています。特に、助け合いの精神による「人間愛」をもって保育業務にあたり、子どもたちの心にも「愛」を育てて豊かな人格形成を目指していきます。

〔保育理念〕

「友たちとの和（輪）を育む」

—子ども・保護者等・園による育ちの共同作業—

子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権・利益を尊重し、心身の健康・育成に努めることを保護者等と園が協力しながら保育する。それにより、子どもたちは友を大切に、友と和みながら育つよう、に和を保ち、友が共同・協力しながら豊かな心・人間性を作り上げていけるように支援していく。

〔保育方針〕

保育方針の3つの柱

- ・ 心身ともに明るく健康なこども
保育を通じて、友達や保育士（大人）との関わり方を学び、健康で丈夫な身体をつくる。
- ・ 基本的生活習慣を身につける
「自分のことは自分でする」を目標に基本的な生活習慣を身につくように援助する。
- ・ 自然を大切にし、自然の恵みに感謝する
日本特有の四季を身体で感じながら、遊び・学び・感謝する心を養う。

〔施設運営方針〕

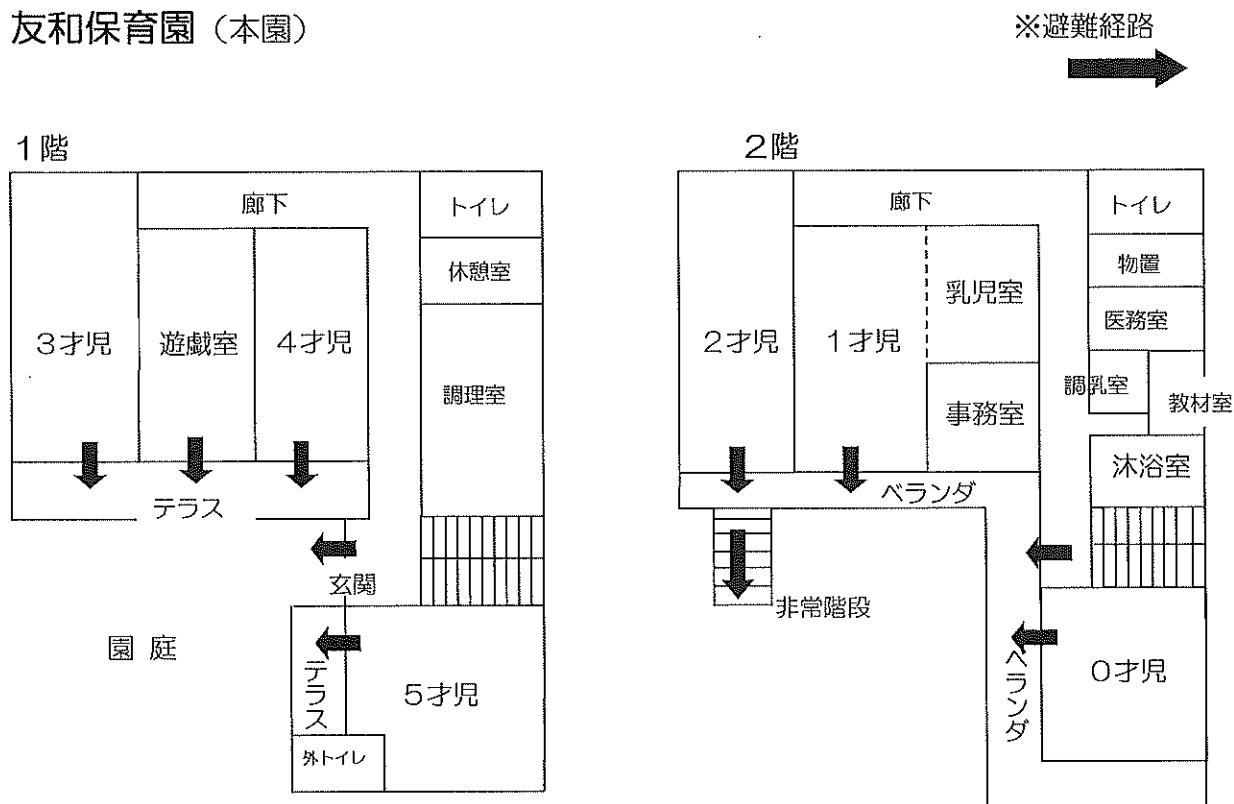
- * こどもの視点を基本としながらも、保護者側の視点に立っての保育サービスを実施していく。
- * 子どもの安全を第一に考え、防犯・事故に対する施設強化等にも積極的に取り組んでいく。
- * 子どもの健康・身体づくりからだけではなく、安全面においても、保育士の日々の掃除・整理・整頓等、細部にまで安全に配慮した援助によって、保育の実践を行っていく。
- * 地域における社会資源としての位置付けにも重きをおき、『地域に根ざした開かれた保育園』を目指し、育児相談・園行事の一般参加や異年齢交流・施設間交流・職場体験等の受け入れなど積極的に取り組んでいく。

入園・退園・休園等

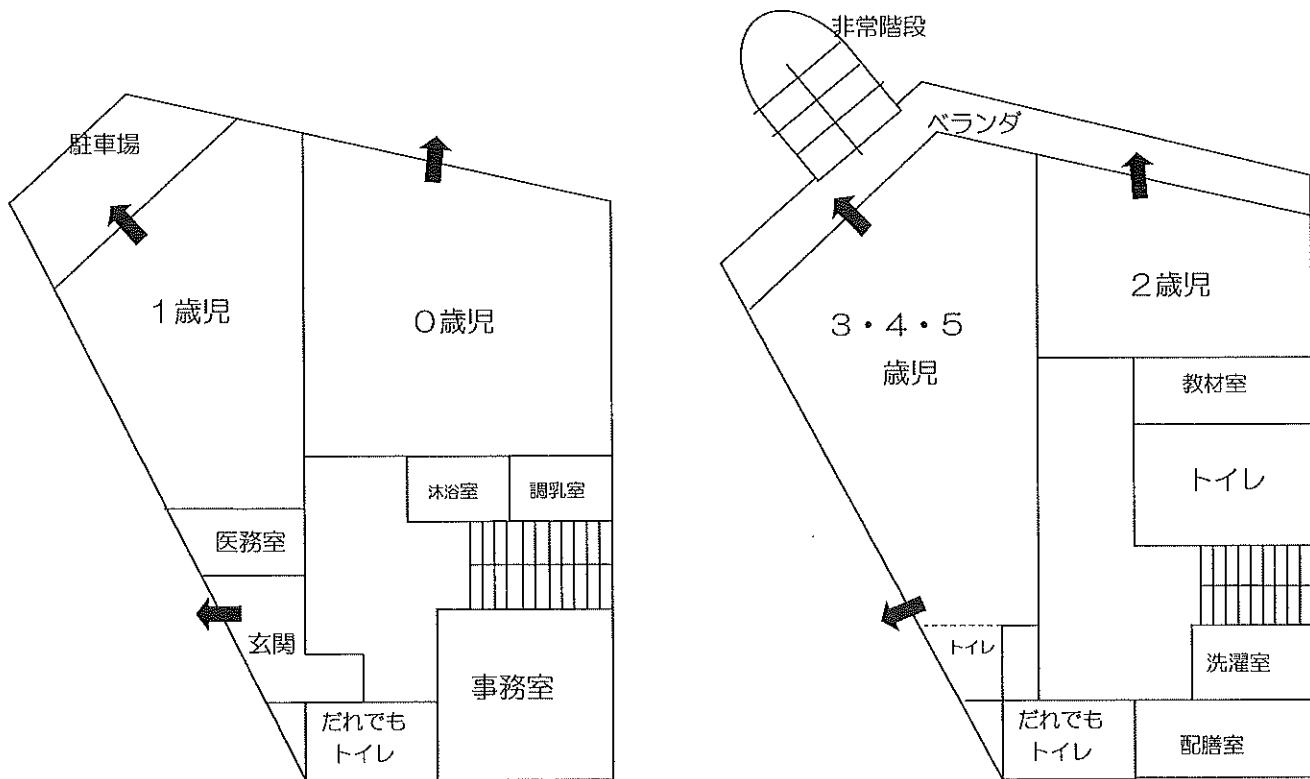
当園の入園に関する事項は園規則第5条、退園については同第6条、休園については同第16条に定めています。上記の事項、及び転園等の手続きについては、担任及び事務室までお問い合わせください。

園舎見取り図

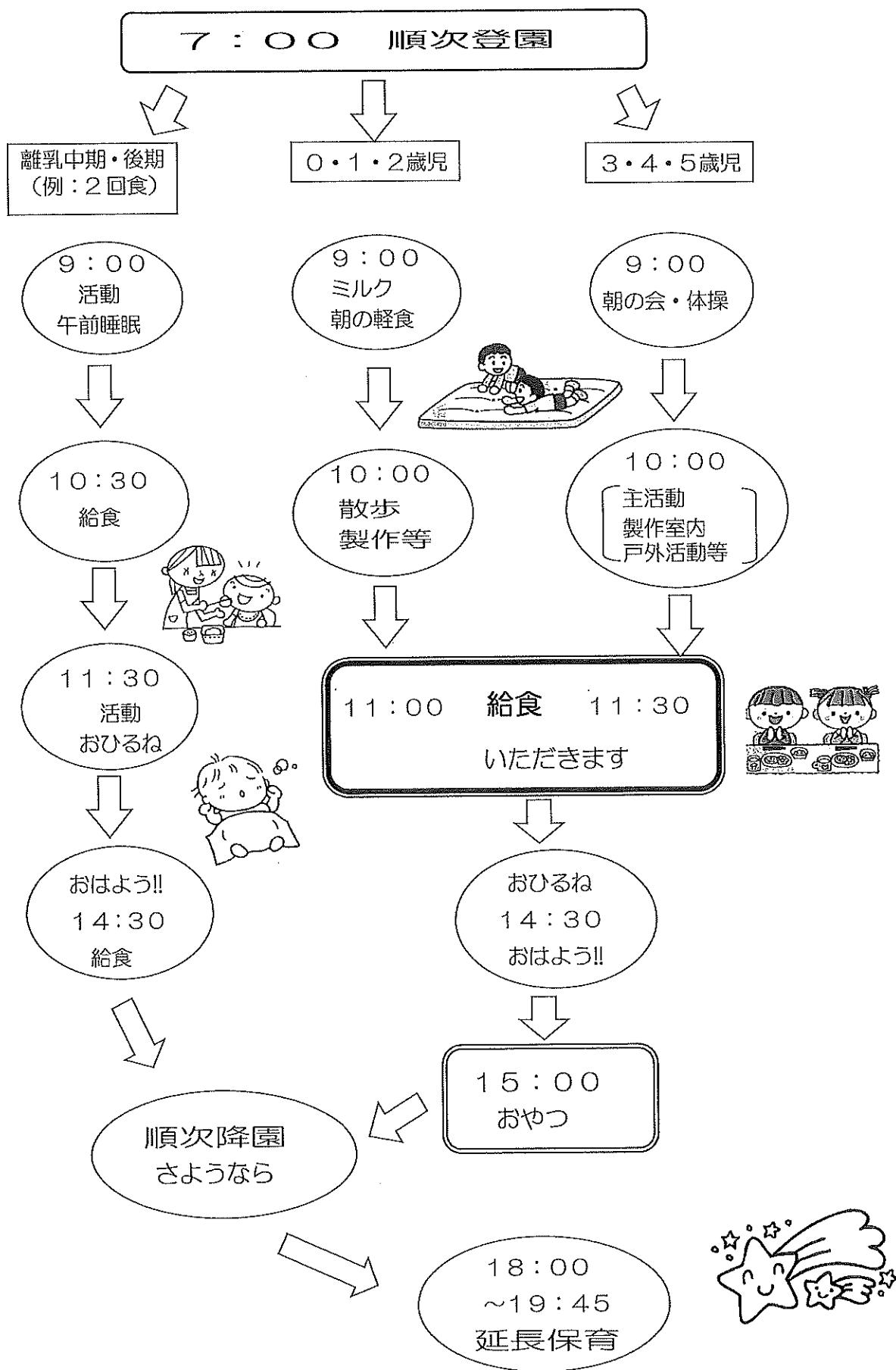
友和保育園（本園）



友和の森保育園（分園）



保育園の1日



延長保育利用について

友和・友和の森保育園では、下記内容にて延長保育事業を実施していきます。保護者の皆様も内容を十分ご理解の上、利用していただくようご協力をお願いいたします。

- ① 延長保育時間は、開所日の18：00から19：45までの1時間45分となります。
- ② 定員は、原則として延長保育を希望される全園児となります。但し、子どもの健康状態を考慮した上でお受けすることになります。
- ③ 18：00を過ぎてもお迎えがなく、保護者の方からの延長保育希望の連絡がない園児も延長保育利用対象となります。
- ④ 契約内容は、月極利用または臨時利用となります。
- ⑤ 延長保育契約（月極・臨時）は月毎の契約となります。利用内容を変更される場合は、前月末までに担任保育士に申告してください。
- ⑥ 月極利用とは、当月内にて回数制限なく利用でき、料金は月額4,000円です。
- ⑦ 月極利用の場合は、前月末までに保育園に申告の上『延長保育月極利用申請書』を提出していただき、月極利用の把握ができた上で対象となります。また、月極利用を解約される場合は同じく前月末までに保育園に申告の上『延長保育月極利用解除申請書』を提出してください。
- ⑧ 臨時利用とは、緊急時や臨時に延長保育利用される場合で、1回あたり400円となります。
- ⑨ 延長保育を利用する場合は、当日の登園時に申し出てください。尚、急に延長保育を利用される場合は、保護者の方からの電話連絡にて受け付けます。その際は、食材等の関係で献立表に載せてある補食とは異なるメニューが提供されることがありますので、ご了承の上ご連絡ください。
- ⑩ お迎えに来られた際は、必ず登降園用タブレットをタッチしてください。タッチした時刻が降園時刻となり、延長保育料算定の基準となります。
- ⑪ やむを得ず19：45以降のお迎えになってしまった場合は、超過料金として1回につき別途300円をいただきます。
- ⑫ 延長保育料の支払い方法について
延長保育料の支払いについては、ゆうちょ銀行の口座引き落としとなります。延長保育を利用した翌月に、前月の利用明細を配布した上で、毎月26日頃に登録口座からの自動引き落としとなります。
利用手続きについては別途ご案内します。
- ⑬ 保育短時間認定のコアタイム外の保育については、延長保育扱いとなります。料金等は利用時にお問い合わせください。

園と家庭との連絡方法について

1日24時間の生活を家庭と保育園で過ごす子どもたちに対して、双方の生活の様子を伝え合い子どもたちの生活が無理なく、また心地よく過ごせるように保育園として下記の連絡方法を行っています。

① 連絡帳

- りす組（0歳児）・うさぎ組（1歳児） → (各クラス所定用紙)
- こぐま組（2歳児） → (A6ノート)

連絡帳記述内容について

- ☆ 園からは、日中の様子・お子さんの成長等の変化が見られた場合に記入します。
- ☆ 家庭からのお子さんに関して気付いたこと（家庭での様子・ご両親の目からとらえた様子）等、なんでも結構です。
- ☆ 急を要する場合は、連絡帳に頼らず口頭で伝えて下さい。

- ・保護者等と園が協力し合って子どもたちを育していくために、連絡帳のみに頼ることなくいつでもお互いに挨拶をかわし、声を掛け合う機会も大事にしましょう。

② 掲示板 クラス掲示板

乳児は必要に応じて掲示します。

幼児は毎日の活動の様子を掲示します。

全体掲示板

外階段下に掲示します。

分園は、正面玄関入り右側です。

③ 電話

保育園から保護者に連絡が入る場合について

・急にお子さんの様子が変わった時

(熱が出た、もどした、下痢が続く、鼻血が止まらないなど)

・怪我した時

(お医者さんに診てもらわなければならなくなったりなど)

・事前連絡が無く、お迎えが保護者でない時

園では、保護者の承諾なしに保護者以外の方（祖父母含む）に園児を引き渡すことが出来ませんので、保護者以外の方がお迎えに来る場合には、事前にご連絡ください。その際は、職員が身分確認をする旨をお伝えください。

・その他園から確認事項がある場合

(登降園時に確認できなかった、お伝えできなかった事項があった場合)

※尚、職場を離れる（長時間外出、出張等）場合は担任まで必ず知らせてください。（連絡先および携帯番号）

連絡順序については、保護者の方が指定した優先番号順にご連絡いたします。

ゆうわ（友輪）ポストの設置について

友和・友和の森保育園では、保護者の皆様の日ごろのご意見やご要望の中でも担任や職員には直接言いにくい内容などをお聞かせいただく“ご意見箱”として「ゆうわポスト」を設置しています。

園へのご意見・ご要望に対するはきちんと公開・回答しながら、保育の質の向上に努め、利用者の皆様に信頼いただける保育園を目指していきたいと思っておりますので、何卒ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

設置場所はこちらです。

本園 南門入り右側の赤いポスト
分園 郵便ポスト

保育活動における安全対策について

友和・友和の森保育園では、子どもたちが安心して快適な保育園生活を送れるように、施設内外の安全対策を行ってまいります。また、友和の特徴でもある裸足保育を安全に実施していく為に、日頃から施設内の点検・整備を行っております。

災害・防災・安全環境

○災害対策

- ・耐震診断、耐震工事済
- ・地震等における窓ガラスなどの飛散防止加工
- ・消防法に基づいた設備の設置・点検
- ・月1回の防災訓練実施（消火器訓練、避難靴での避難等）
- ・ピアノ等備品の転倒・落下防止処理

○ケガ防止

- ・保育室床のクッション加工（乳児保育室）
- ・月1回の施設内安全管理チェック
- ・施設内危険箇所の補修
- ・老朽化した設備の修繕
- ・清掃作業の徹底

○防犯対策

- ・電子錠オートロック門扉（分園は玄関ドア）
- ・警備会社への夜間・休日警備業務委託
- ・防犯カメラの設置および監視
- ・年数回の防犯訓練
- ・職員を中心とした大人の目による不審者侵入防止

○その他

- ・交通安全指導
- ・消防署による巡回指導

職員への周知、徹底

施設としては職員に対し、常に園児の安全に関する意識を持たせ、保育業務を行っております。また、園児に対しても日頃から施設内外における危険箇所の周知や遊び方の指導を行い、事故防止に努めております。

事故・怪我について（障害保険制度）

当園では、日本スポーツ振興センターの災害共済およびその他の園児傷害保険制度に加入しております。保育園での事故や怪我については、これらの保険制度にて対処します。

非常時における保育園の緊急避難場所

(友和本園)

第一避難場所	志村第五中学校
第二避難場所	志村第三中学校

(友和の森)

第一避難場所	志村第四小学校
第二避難場所	志村第二中学校

その他、近隣状況により避難場所を変更する場合があります。

避難場所へ移動する際は、必ず掲示した上で移動いたします。

大地震などの災害発生時、園の状況や安否確認を一斉送信メール（ペンギンメール→登録者のみ）でお知らせします。但し災害時にはインターネット等の通信網がマヒし、連絡が取れない状況が考えられます。その場合は、NTT の災害用伝言ダイヤル「171」へ園の状況を音声入力し、保護者にお知らせすることになります。また、施設の倒壊により、施設外へ避難する場合には正門等に行き先を掲示いたします。

☆伝言ダイヤル「171」の利用方法

- ①「171」をダイヤルする
- ②音声ガイダンスに従い「2」をダイヤルする
- ③保育園の電話番号を市外局番からダイヤルする
- ④伝言が流れる

火災・水害など、比較的狭い範囲で発生した災害で電話回線が使用可能な場合には、災害伝言ダイヤルに加え、園の緊急連絡簿を基に保護者へ連絡いたしますので、連絡先等の変更がある場合には速やかに変更届を提出してください。

何時起きるか分からない災害に対し、園児たちの安全を守るべく努力してまいりますので、保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

園の保健安全管理面について

保育園は、多くの子どもたちが長時間集団生活を送る場所であり“保育園で預かる子どもは、健康で集団生活が送れることが前提”との基本方針を踏まえたうえで、私たちは、子どもたちが健康で快適な保育園生活を送れるよう常に心がけています。

感染症対策について

- ・外遊びが終わった後や、食事前に石鹼を使用した手洗い・うがいを実施、園医の指導による予防対策も実施しております。
- ・無理な登園は、感染拡大の危険性があります。症状を伴う登園につきましては、厚生労働省のガイドラインを基に作成しておりますので下記の表に沿って登園の判断をお願い致します。
- ・家族内で感染症にかかっている方がいる、学校で感染症が流行しているときなどは、園にお知らせください。
- ・送迎される保護者が感染症の場合、園舎に入ることをお断りしています。インターフォンでその旨をお伝えください。職員が伺い、対応します。

症状	登園を控えるのが望ましい場合
発熱	<ul style="list-style-type: none">・登園時に37.5℃を超えた熱がある・24時間以内に解熱剤を使用している・24時間以内に抗痙攣薬を使用している・24時間以内に38℃以上の熱が出ていた
下痢	<ul style="list-style-type: none">・24時間以内に2回以上の下痢（軟便や水様便など通常の便ではない）がある・食事や水分を摂ると2回以上の下痢がある・下痢に伴い、体温がいつもより高めである・朝、排尿がない・機嫌が悪く、元気がない・顔色が悪くぐったりしている
嘔吐	<ul style="list-style-type: none">・24時間以内に2回以上の嘔吐がある・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである・食欲がなく、水分もほしがらない・機嫌が悪く、元気がない・顔色が悪くぐったりしている・腹痛を伴う嘔吐があるとき・下痢を伴う嘔吐があるとき
咳	<ul style="list-style-type: none">*前日に発熱がなくても・夜間しばしば咳のために起きる・喘鳴や呼吸困難がある・呼吸が速い・37.5℃以上の熱を伴っている・元気がなく機嫌が悪い・食欲がなく朝食・水分が摂れない・少し動いただけで咳ができる
発疹	<ul style="list-style-type: none">・発熱とともに発しんのあるとき・口内炎のため食事や水分が摂れないとき・今までになかった発しんが出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき・とびひ 顔等で患部を覆えないとき、浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき、かゆみが強く手で患部を搔いてしまうとき

感染症にかかった場合について

- ・学校保健法に準じ、登園許可証を提出して頂きます。板橋区医師会所属の医療機関では、文書料は無料となっています。使用の際は、保護者が氏名を記入し、医師に渡して下さい。
- ・登園許可証は、板橋区内保育園ホームページ『パーソナルデータ』からサイズ（A4）を変えずにダウンロードしてプリントします。園名の選択がありますので、本園と分園を間違えないようお願い致します。また、受診の際は、保険証・医療証・診察券と一緒に携帯しておくと便利です。[URL: http://hoiku.net/attendance_permit](http://hoiku.net/attendance_permit)



感染症の疑い、発熱について

- ・登園時に感染症を疑う症状が発覚した場合は、受診後の登園をお願いしています。また、登園後に発覚した場合は、症状に応じて、お迎えのご連絡を致します。
- ・登園時の体温が 37.5°C以上ある場合は、受け入れをお断り致しております。病み明けや受け入れ時に体調が思わしくないと判断した場合、その場で検温をさせて頂いております。
- ・登園後に体温が 38.0°Cに達した場合は、お迎えのご連絡を致します。

怪我について

- ・小さな怪我は常備薬で応急処置を行いますのでご自宅でも傷の確認をお願い致します。またお薬のアレルギー等ありましたらお知らせ下さい。
- ・大きな怪我は状況に応じて医療機関を受診致します。その際は、保護者の方へご連絡し医療機関を決定し受診していきます。再診がある場合は、本児が園に登園出来る状態であれば、職員が引率します。後日、保険証・医療証を登園時にご持参下さい。必ず職員へ手渡しでお願い致します。

薬について

保護者からの依頼に基づいて代行をしています。預かる際は看護師にご相談ください。

病児・病後児保育について

- ・体調不良などで保育園に登園出来ない場合や登園後にお迎えに行けない場合に、病児・病後児保育施設に預けることができます。事前登録制で満 1 歳から利用できます。詳しくは、板橋区子ども家庭部保育サービス課までお問い合わせください。

嘔吐や血液汚染の衣類について

感染症を疑う嘔吐や下痢、血液汚染の衣類は、そのまま返却しております。

健康カードについて

毎月、身体測定を行い、カードでお知らせ致します。チェック欄に記入し、早目に返却をお願い致します。また、予防接種や乳児健診、かかった病気など該当しましたら記入をお願い致します。

掲示について

感染症の報告を受けた場合、掲示板にてお知らせしますのでご確認下さい。

その他

- ・着替えの時や園児からの訴えなどに対して身体チェックをしています。
- ・毎週月曜日に爪が切れているかチェックをしています。

ご相談について

食物アレルギーで除去を希望される場合や健康面などでのご相談を面談、あるいは電話対応で行なっておりますので、お気軽にご連絡下さい。

SIDS(シズ：乳幼児突然症候群)について

それまで元気だったお子さんが、事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう症候群です。そのほとんどが1才未満の乳児期のお子さんに多く起きています。うつ伏せ寝や喫煙など、育児環境の中にSIDSの発生率を高める因子のあることが明らかになっています。保育園では硬い通気性の良い敷布団を使用し、仰向けに寝かせ、時間ごとに呼吸や顔色などを観察し見守りをします。(0歳児クラスは更に睡眠時体動センターを使用)



個人情報の取扱について

友和・友和の森保育園が取得する個人情報の使用目的は、次のとおりです。取り扱いに関しては、個人情報保護規程に基づき管理していきます。

子どもの記録（成長・健康・発達）

児童票、指導計画、保健記録などは、保育上使用いたします。

保育園と家庭の連絡のための記録

園だより、クラスだより、健康カード、各クラスの連絡帳などございます。保護者の皆様のご理解のもとで、保育園での1日の生活の流れや園児の活動内容を詳しく伝えていきたいと思っております。

緊急連絡簿・家庭状況調べ

保育園から保護者の方へご連絡する必要がある場合に使用いたします。

緊急に医療機関に受診したいときに、状況に応じて保護者の方の承諾を得て使用させていただきます。

保険証・医療証の取扱について

保育園から緊急に医療機関への受診後、医療機関への提示をし、事務処理を行う為に保護者の方の承諾を得て、一時的に各証をお預かりし、使用させていただきます。

尚、保険証・医療証のコピーについては、医療機関のなかにコピーの取扱ができない機関もございますので、園への提出・園での保管は一切行いません。

写真販売について

職員やカメラマンが撮影した日々の保育活動や行事については、写真販売業者によるインターネット販売を導入しています。

その他

保育園は保育実習生、職場体験、保育体験等の受け入れや、入園希望者、行事の一般参加、地域子育て支援など、地域の方々に対しても園内の見学等を行っております。その中で、下駄箱・ロッカー・誕生表や園内掲示物・行事報告等の名前や写真など、個人に関する情報が多く施設内にはあります。出来る限り部外者への提示は行わないようになりますが、全てを隠すことは不可能です。保護者の方々のご理解を頂きたいと思います。不都合のある方は園までご相談ください。



利用者各位

社会福祉法人 友和会
友 和保育園
友和の森保育園

「苦情申し出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、友和・友和の森保育園では利用者の皆様からの苦情等に適切に対応する体制を整えることとなりました。そこで、友和・友和の森保育園における「苦情相談解決責任者」「苦情受付担当者」及び「第三者委員」を下記のとおり設置し、苦情等への解決に努めることいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 意見・要望等の相談対応責任者 坂本 瞳夫（園長）
2. 意見・要望等の受付担当者 坂本 紗子（副園長）
3. 第三者委員 渡邊 恵子 03-3967-3013
デビット R ネルソン 03-3433-3939

4. 苦情の相談解決方法

(1) 苦情の受付

利用者の皆様からの苦情につきましては、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受付を致します。（受付担当者以外の職員も受付可能です）尚、第三者委員に直接苦情等を申し出ることも可能です。

(2) 苦情の受付の報告と確認

苦情受付担当者が受け付けた事項を苦情相談解決責任者と第三者委員（苦情を申し出た方が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情相談解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち会いを求めることが出来ます。尚、第三者委員の立ち会いによる話し合いは次により行います。

- ア、第三者委員による苦情内容の確認
- イ、第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ、話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業者で解決できない場合は、東京都社会福祉協議会（03-3285-1234）に設置された運営適正化委員会に申し出ることが出来ます。

友和・友和の森保育園

子育て支援の取り組み

友和・友和の森保育園では、在園している子ども達の保育はもとより、少しでも子育てを頑張っている保護者の方になれるように支援に取り組んでいます。地域資源としての子育て・児童施設の役割にも積極的に取り組み、少子化社会の中で子どもを産み育てることがしやすいまちづくり、子ども達が安心して育つ環境づくりを行ってまいります。

利用者向け子育て支援

クラス懇談会

クラスの取り組みなどを担任からお話しするほか、同じクラスの保護者さんと子育てについて情報交換など行う機会にもなります。

個人面談

お子さんの園での様子やお家の様子、子育てについての相談などを担任とお話しします。

父親懇談会（パパの集い）

普段顔を合わせないお父さん同士の、子育ての話や意見交換をする会です。

保育参観・参加

園での普段の様子を見ていただけます。家で食べない野菜を保育園で食べている姿に、皆さん驚かれます。

地域子育て家庭向け子育て支援

わくわく広場

「保育園ってどんなところ?」「同じ年齢の子と触れ合させてみたいな」「育児に悩みが・・・」と思っている方の為に年に数回、気軽に遊びに来られる内容を色々と企画しています。希望があれば身体測定や園見学、育児相談等も受けられるようにしています。

赤ちゃんの駅

外出中の乳幼児連れのお母さんが授乳やおむつ交換などに困った時は、気軽に利用していただいています。この街で産み育てたいという気持ちになってくれる様活動しています。

行事等を通じての地域交流

友和・友和の森保育園では、夏祭り・運動会等の行事に地域の方々を招待し、園児との交流活動を行っております。

保育園を利用する上でのお願い

友和・友和の森保育園では、保護者の皆様から大切なお子さんをお預かりする上で、日頃より安全対策に取り組んでおります。更に子どもたちの安全をより万全なものにしていく為に、保護者の皆様にご理解いただきたいことがありますので、ご協力をお願いいたします。

【両園共通】

- ◎ 登園時・降園時は、登降園登録用のタブレットでお子さんのお名前を必ずタッチしてください。
- ◎ 登降園の時間は守りましょう。欠席や遅れて登園する場合は 9:00までに、電話にてご連絡下さい。
- ◎ 上履き（本園幼児）・パジャマ・シーツ類は、週末に持ち帰り洗濯をして、週明けに持ってきてください。
- ◎ 着替え用の衣類は常に用意しておきましょう。衣類や持ち物には必ず名前（フルネーム）を大きくはっきり記入して下さい。薄れて見えにくくなっている場合は、書き直して下さい。
- ◎ 小さいお子さんの爪は薄くて伸びやすいです。お友達を傷つけてしまう原因にもなりますのでこまめに切って下さい。（毎週月曜日にチェックを行います）
- ◎ 長い髪は活動の妨げにもなりますので、編んだり、ゴム（シリコン製以外で飾りの無い）で束ねていただき、前髪は目に掛からないようにして下さい。
- ◎ カバンにキーホルダー等を付けてきますと、トラブルの原因にもなりますので、付けないようお願いします。
- ◎ 園からの連絡は、必ず取れるようにして下さい。急な発熱・病気・ケガなどで緊急に連絡をすることがあります。
- ◎ 住所・電話番号・保護者の職場変更等がありましたら、速やかに申し出て下さい。

【友和保育園】

- ◎ 防犯の為、本園南側は9:00頃に閉めます。日中・お昼等、途中お迎えの場合は、お手数ですが正門から出入りしてください。なお、夕方は南門を16:30頃から18:00まで開放し、18:00以降は外側のみの開放となります。
- ◎ 正門はオートロックとなっています。登降園時に正門を使用する場合は、インターホンでクラスと名前を伝えるか、カードキーを使用して下さい。また、玄関のガラス扉の開閉は十分に気を付けて行ってください。
- ◎ 外階段横のすべり台は避難用です。非常時のみ使用しますので遊ばせないで下さい。
- ◎ 降園時、引き渡し後は速やかに降園して下さい。園庭や自転車置き場でお子さんから目を離さないようにしてください。
- ◎ 土曜保育については、職員が普段よりも少ない体制となりますので、南門は終日外側のみの開放とし、正門からの出入りとなります。園児の受入れ・引渡しは2Fで行います。

【友和の森保育園】

- ◎ 登降園の際、インターホンでクラスと名前を伝えてください。防犯上の決まりごととしてご協力ください。
- ◎ ベビーカー置き場の施錠時間は9:15～16:30までとなります。
- ◎ 土曜保育については、友和保育園にて行いますので、着替え・シーツ等の荷物はお手数をお掛けしますが、各自でお持ちいただきますようお願いします。